

改正

平成3年4月15日規則第32号
平成4年3月31日規則第18号
平成7年3月31日規則第35号
平成12年12月26日規則第105号
平成14年3月29日規則第13号
平成15年9月2日規則第52号
平成17年3月18日規則第83号
平成17年9月20日規則第199号
平成17年9月30日規則第240号
平成19年3月30日規則第59号
平成20年3月27日規則第8号
平成21年3月24日規則第38号
平成23年3月31日規則第44号
平成25年3月22日規則第23号
平成26年3月20日規則第15号
平成28年3月28日規則第36号
平成31年3月27日規則第5号
令和2年3月27日規則第9号
令和2年8月13日規則第59号
令和3年3月31日規則第32号
令和4年3月30日規則第30号
令和6年3月29日規則第31号

新潟市工業振興条例施行規則

（趣旨）

第1条 この規則は、新潟市工業振興条例（昭和59年新潟市条例第41号。以下「条例」という。）の施行に関し必要な事項を定めるものとする。

（共同で行う事業）

第1条の2 条例第3条第1項の規則で定める事業は、次に掲げる事業をいう。

- （1）工場を建設するための用地取得
 - （2）工場の建設
 - （3）投下固定資産（工場の建設に伴い操業開始後90日を経過するまでの間に新たに取得した所得税法（昭和40年法律第33号）第2条第1項第18号に規定する固定資産のうち有形固定資産をいう。以下同じ。）の取得（前2号に掲げるものを除く。）
- 2 工業者に代わり前項に掲げる事業を行う者が当該工業者と法人税法（昭和40年法律第34号）第2条第12号の7の5の規定による支配関係（当該支配関係に同等の関係にあると市長が認めるものを含む。）にあり、かつ、一体不可分の関係の下で当該事業を行う場合に限り、条例第3条第1項後段に規定する工業者と共同で行う事業（以下「共同事業」という。）とみなすことができる。

（助成金の交付の指定の基準等）

第2条 条例第3条第2項の助成金の助成対象経費、指定又は交付要件並びに額及び限度額は、市長が別に定める。

（助成金の交付の指定の申請）

第3条 条例第4条の規定により助成金の交付の指定を受けようとする者は、助成金交付指定申請書（別記様式第1号）に市長が必要と認める書類を添付して、別表第1に定める申請期限までに市長に提出しなければならない。ただし、共同事業の場合、当該申請書は工業者及び工業者に代わり当該事業を行う者（以下これらを「共同事業者」という。）が連名で提出しなければならない。

（助成金の交付の指定等の通知）

第4条 市長は、条例第5条第1項の規定により助成金の交付の指定を行つたときはその指定の内容（指定の条件を付したときは、その指定の内容及び条件）を助成金交付指定書（別記様式第2号）により、指定を行わなかつたときはその旨を、当該申請をした者に通知するものとする。

（届出）

第5条 条例第6条の規定により届出をしようとする者は、指定対象事業変更届（別記様式第3号）、指定対象事業（休止・廃止）届（別記様式第4号）、操業開始届（別記様式第5号）又は操業（休止・廃止）届（別記様式第6号）を市長に提出しなければならない。ただし、共同事業の場合、当該届出は共同事業者が連名で提出しなければならない。

（助成金の交付の指定の取消し等の通知）

第6条 市長は、条例第7条の規定により助成金の交付の指定を取り消し、若しくは助成金の交付を停止し、又は既に交付した助成金の全部又は一部を返還させることとしたときは、指定取消等通知書（別記様式第7号）により、当該助成金の交付の指定を受けた者に通知するものとする。

る。

(助成金の交付の申請)

第7条 助成金の交付の申請をしようとする者は、助成金交付申請書兼実績報告書(別記様式第8号)に市長が必要と認める書類を添付して、別表第2に定める申請期間内に市長に提出しなければならない。ただし、共同事業の場合、当該申請書は共同事業者が連名で提出しなければならない。

2 市長は、助成金交付対象事業の内容により必要がないと認めるときは、前項に定める書類の全部又は一部を省略させることができる。

3 市長は、災害その他やむを得ない事情により、助成金の交付の申請をしようとする者が別表第2に定める交付申請の申請期間内にこれらの行為をすることができないと認める場合は、当該申請期間を延長することができる。

(融資のあつせん)

第8条 条例第3条第1項第3号の融資のあつせんに関し必要な事項は、市長が別に定める。

(地位の承継)

第9条 助成金の交付の指定を受けた者が当該助成金の交付の指定に係る事業を譲渡したときは、当該事業の譲受人は、市長の承認を得て、当該助成金の交付の指定を受けた者の地位を承継することができる。

2 助成金の交付の指定を受けた者について相続、合併又は分割(それぞれ助成金の交付の指定に係る事業を承継させるものに限る。以下同じ。)があつたときは、相続人(相続人が2人以上ある場合において、その全員の同意により当該事業を承継すべき相続人を選定したときは、その者)、合併後存続する法人若しくは合併により設立された法人又は分割により当該事業を承継した法人は、市長の承認を得て、当該助成金の交付の指定を受けた者の地位を承継することができる。

3 前2項の規定により助成金の交付の指定を受けた者の地位を承継しようとする者は、あらかじめ指定事業承継承認申請書(別記様式第9号)を市長に提出しなければならない。ただし、共同事業の場合、当該申請書は共同事業者が連名で提出しなければならない。

(その他)

第10条 この規則に定めるもののほか、助成金の交付に関し必要な事項は、新潟市補助金等交付規則(昭和44年新潟市規則第41号)の定めるところによる。

附 則

(施行期日等)

1 この規則は、公布の日から施行する。

2 この規則の規定中、用地取得助成金に関する部分は昭和59年4月1日以後に用地を取得した者から、環境整備促進助成金、工場建設促進助成金、工場集団化等促進助成金及び雇用促進助成金に関する部分は同日以後に操業を開始した者から、人材育成助成金に関する部分は同日以後に研修を受講した者から適用する。

(経過措置)

3 前項の規定によりこの規則の規定が適用になる者に係る助成金の指定申請期限及び交付申請期間は、第3条第1項及び第7条第1項の規定にかかわらず、市長が別に定めるところによる。

(黒埼町の編入に伴う特例)

4 黒埼町の編入の際、現に黒埼町工場誘致条例(昭和60年黒埼町条例第24号)第3条の規定により指定を受けている者は、別表第1に規定する工場建設促進助成金の交付を受けることができる。

5 前項の規定による助成金の額は、黒埼町の編入の日以後に課される固定資産税額と黒埼町工場誘致条例第4条第2項に規定する不均一課税額との差額以内の額とし、その助成期間は、同条例により指定を受けた期間の残期間とする。

(合併に伴う特例)

6 新津市、白根市、豊栄市、小須戸町、横越町、亀田町、岩室村、西川町、味方村、潟東村、月潟村及び中之口村(以下これらの市町村を「編入市町村」という。)の編入の際、現に新津市工場等設置奨励条例(昭和59年新津市条例第22号)、白根市工場等誘致条例(昭和60年白根市条例第1号)、白根市北部第二工業団地用地取得等利子助成要綱(平成13年白根市告示第12号)、白根市北部第二工業団地雇用促進補助金交付要綱(平成15年白根市告示第14号)、白根市工業団地企業立地奨励金交付要綱(平成14年白根市告示第30号)、小須戸町工場誘致条例(昭和57年小須戸町条例第8号)、横越町工場誘致条例(昭和59年横越町条例第23号)、岩室村工場誘致条例(昭和58年岩室村条例第19号)、西川町工場等誘致条例(昭和38年西川町条例第9号)、味方村企業誘致条例(昭和57年味方村条例第18号)、潟東村企業誘致条例(昭和56年潟東村条例第14号)、月潟村企業誘致条例(平成5年月潟村条例第1号)又は中之口村企業誘致条例(平成9年中之口村条例第34号)の規定により指定され、又は交付の決定を受けている者に対し支給する助成金の額及び限度額並びに助成期間については、なお従前の例による。

7 編入前の編入市町村の区域における特定地域で行う工場の建設に要する経費に対する別表第1工場建設促進助成金の項の規定の適用は、当該区域において編入市町村の編入の日以後に操業する者から行うものとする。

(巻町の編入に伴う特例)

8 巻町の編入の際、現に巻町企業誘致条例(昭和62年巻町条例第2号)の規定により指定され、又は交付の決定を受けている者に対し支給する助成金の額及び限度額並びに助成期間については、同条例の例による。

9 編入前の巻町の区域における特定地域で行う工場の建設に要する経費に対する別表第1工場建設促進助成金の項の規定の適用は、当該区域において巻町の編入の日以後に操業を開始する者から行うものとする。

(市外工業者が工場を新設する場合の特例)

10 工場を新設する市外工業者(本店の登記上の所在地が新潟市外である工業者で本市に工場を有しないものをいう。以下同じ。)が平成20年度から平成22年度までの間において条例第5条第1項の指定を受けた場合における当該市外工業者に対する別表第1の規定の適用については、同表用地取得助成金の項中「1億円」とあるのは「5億円」と、同表工場建設促進助成金の項中「3年間」とあるのは「5年間」と、同表雇用促進助成金の項中「5万円」とあるのは「30万円」と、「500万円」とあるのは「3,000万円」とする。

11 工場を新設する市外工業者が平成28年度から平成31年度までの間において条例第5条第1項の指定を受けた場合における当該市外工業者に対する別表第1の規定の適用については、同表用地取得助成金の項中「20パーセント以内」とあるのは「30パーセント以内」と、「1億円」とあるのは「5億円」とする。

(用地取得助成金の交付要件の特例)

- 12 平成18年度から平成20年度までの間において条例第5条第1項の指定を受けた工業者で条例第6条第1号の規定による変更の届出(この項の規定の適用に係る変更の届出に限る。)を行ったものに対する別表第1の規定の適用については、同表用地取得助成金の項中「3年」とあるのは、「5年」とする。
- 13 平成29年度から令和元年度までの間において条例第5条第1項の指定を受けた工業者で条例第6条第1号の規定による変更の届出(この項の規定の適用に係る変更の届出に限る。)を行ったものに対する別表第1の規定の適用については、同表用地取得助成金の項中「3年以内」とあるのは、「5年以内」とする。
(用地取得助成金等の額及び限度額の特例)
- 14 平成23年度から平成25年度までの間において条例第5条第1項の指定を受けた工業者に対する別表第1の規定の適用については、同表用地取得助成金の項中「20パーセント以内」とあるのは「30パーセント以内」と、「1億円」とあるのは「5億円」と、同表工場建設促進助成金の項中「3年間」とあるのは「5年間」と、同表雇用促進助成金の項中「5万円」とあるのは「30万円」と、「500万円」とあるのは「3,000万円」とする。
- 15 前項の規定により読み替えて適用される別表第1工場建設促進助成金の項の規定は、平成23年4月1日以後に条例第5条第1項の指定に係る工場の操業を開始した工業者について適用する。
- 16 平成26年度から平成27年度までの間において条例第5条第1項の指定を受けた工業者に対する別表第1の規定の適用については、同表用地取得助成金の項中「20パーセント以内」とあるのは「30パーセント以内」と、「1億円」とあるのは「5億円」と、同表雇用促進助成金の項中「5万円」とあるのは「30万円」と、「500万円」とあるのは「3,000万円」とする。

附 則(平成3年規則第32号)

(施行期日)

- 1 この規則は、公布の日から施行する。

(経過措置)

- 2 この規則による改正後の新潟市工業振興条例施行規則の規定は、この規則の施行の日(以下「施行日」という。)以後に助成金の交付の指定(以下「指定」という。)をした者について適用し、施行日前に指定をした者については、なお従前の例による。

附 則(平成4年規則第18号)

この規則は、平成4年4月1日から施行する。

附 則(平成7年規則第35号)

この規則は、平成7年4月1日から施行する。

附 則(平成12年規則第105号)

この規則は、平成13年1月1日から施行する。ただし、別表第1の改正規定は、平成13年1月6日から施行する。

附 則(平成14年規則第13号)

この規則は、平成14年4月1日から施行する。

附 則(平成15年規則第52号)

この規則は、公布の日から施行する。

附 則(平成17年規則第83号)

この規則は、平成17年3月21日から施行する。

附 則(平成17年規則第199号)

この規則は、平成17年10月10日から施行する。

附 則(平成17年規則第240号)

この規則は、公布の日から施行する。

附 則(平成19年規則第59号)

この規則は、平成19年4月1日から施行する。

附 則(平成20年規則第8号)

この規則は、平成20年4月1日から施行する。

附 則(平成21年規則第38号)

この規則は、平成21年4月1日から施行する。

附 則(平成23年規則第44号)

この規則は、平成23年4月1日から施行する。

附 則(平成25年規則第23号)

この規則は、平成25年4月1日から施行する。

附 則(平成26年規則第15号)

この規則は、平成26年4月1日から施行する。

附 則(平成28年3月28日規則第36号)

(施行期日)

- 1 この規則は、平成28年4月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 平成27年度の固定資産税の納付を交付申請の要件とする工場建設促進助成金及び工場集団化等促進助成金の交付の申請に係る申請期間は、改正後の別表第2の規定にかかわらず、なお従前の例による。

附 則(平成31年3月27日規則第5号)

この規則は、平成31年4月1日から施行する。

附 則(令和2年3月27日規則第9号)

この規則は、令和2年4月1日から施行する。

附 則(令和2年8月13日規則第59号)

この規則は、公布の日から施行する。

附 則(令和3年3月31日規則第32号)

この規則は、令和3年4月1日から施行する。

附 則(令和4年3月30日規則第30号)

この規則は、令和4年4月1日から施行する。

附 則(令和6年3月29日規則第31号)

この規則は、令和6年4月1日から施行する。

別表第1(第3条関係)

区分	指定申請の申請期限	
用地取得助成金	用地取得に係る売買契約を締結する日の前日(競売により用地を取得する場合にあつては、入札日の前日)	
用地等賃借助成金	土地又は建物の賃借契約日のうち、いずれか早い日の前日	
環境整備促進助成金	開発行為の許可を受けた日から1月を経過する日	
工場建設促進助成金	投下固定資産に賦課される固定資産税相当額以内の額を助成する場合	工場の建設に伴う投下固定資産に対して、新たに固定資産税が賦課されることとなった年度の翌々年度の固定資産税の最終納付期限の前日
	事業所税の資産割相当額以内の額を助成する場合	工場の建設に対して、新たに事業所税の資産割額が課されることとなった年度の翌々年度に申告納付する事業所税の申告納付期限の前日
工場集団化等促進助成金	建築確認の日から1月を経過する日	
雇用促進助成金	建築確認の日から1月を経過する日(第三者から建物を取得する場合にあつては当該建物の取得日の前日、建物を賃借する場合にあつては当該建物の賃借契約日の前日)	

備考

- 2以上の助成金(人材育成助成金を除く。)の申請をしようとする場合の申請期限は、当該申請をしようとする助成金の申請期限のうち、最も早い申請期限を申請期限とし、当該申請をしようとする助成金全てについて同時に申請をするものとする。この場合において、申請書以外の提出書類については、当該申請をしようとする助成金ごとの申請期限までに提出することができる。
- 市長が別に定める指定地区で行う事業について工場建設促進助成金の交付の指定を受ける場合の指定申請の申請期限は、工場建設促進助成金の項中の「の翌々年度」とあるのは「から4年度目」と読み替えるものとする。

別表第2(第7条関係)

区分	交付申請の申請期間	
用地取得助成金	操業開始後1月以内	
用地等賃借助成金	操業開始日を基準日とし、交付の指定を受けた助成の対象となる年度ごとの基準日に相当する日から1月以内	
環境整備促進助成金	助成対象事業完了の日又は操業開始の日のいずれか遅い日から1月以内	
工場建設促進助成金	投下固定資産に賦課される固定資産税相当額以内の額を助成する場合	交付の指定を受けた助成の対象となる年度ごとの固定資産税の最終納期限後の最初に到来する4月1日から同月末日まで
	事業所税の資産割相当額以内の額を助成する場合	交付の指定を受けた助成の対象となる年度ごとの事業所税の申告納付期限後1月以内
工場集団化等促進助成金	助成の対象となる年度の固定資産税の最終納期限後最初に到来する4月1日から同月末日まで	
雇用促進助成金	操業開始後1年を経過した日から4月以内	
人材育成助成金	助成の対象となる研修の受講決定の日から受講の前日まで	

年 月 日

(宛先) 新潟市長

住 所

申請者 名 称

代表者名

助成金交付指定申請書

新潟市工業振興条例第4条の規定に基づく助成金交付の指定を受けたいので、同条例施行規則第3条の規定により、関係書類を添えて申請します。

第 号
年 月 日

様

新潟市長 印
(担当)

助成金交付指定書

年 月 日付けで申請のあつた新潟市工業振興条例第4条の規定による指定申請について同条例第5条の規定により下記のとおり指定しましたので同条例施行規則第4条の規定により通知します。

指定年月日	年 月 日
指定番号	第 号
指定事項	

年 月 日

(宛先) 新潟市長

住 所

名 称

代表者名

指定対象事業変更届

指定を受けた対象事業の内容等を変更したいので新潟市工業振興条例第6条及び同条例施行規則第5条の規定により次のとおり届出します。

指定年月日 指定番号	年 月 日 第 号
変更年月日	年 月 日
変更事項	
変更理由	

年 月 日

(宛先) 新潟市長

住 所

名 称

代表者名

指定対象事業(休止・廃止)届

指定対象事業を(休止・廃止)したので、新潟市工業振興条例第6条及び同条例施行規則第5条の規定により次のとおり届出します。

指定年月日 指定番号	年 月 日 第 号
休止・廃止 年月日	年 月 日
休止・廃止の 理由	
今後の見通し	

年 月 日

(宛先) 新潟市長

住 所

名 称

代表者名

操業開始届

指定対象工場の操業を開始したので新潟市工業振興条例第6条及び同条例施行規則第5条の規定により次のとおり届出します。

指定年月日 指定番号	年 月 日 第 号
操 業 開 始 年月日	年 月 日

年 月 日

(宛先) 新潟市長

住 所

名 称

代表者名

操業(休止・廃止)届

指定対象工場の操業を(休止・廃止)したので新潟市工業振興条例第6条及び同条例施行規則第5条の規定により次のとおり届出します。

指定年月日 指定番号	年 月 日 第 号
休止・廃止 年月日	年 月 日
休止・廃止の 理由	
今後の見通し	

第 号

年 月 日

様

新潟市長 印

(担当)

指 定 取 消 等 通 知 書

新潟市工業振興条例第7条及び同条例施行規則第6条の規定に基づき下記の処分をしたので通知します。

指 定 年 月 日 指 定 番 号	年 月 日 第 号
指 定 取 消 年 月 日	年 月 日
交 付 停 止 年 月 日	年 月 日
処 分 該 当 条 項	
処 分 事 項	

年 月 日

(宛先) 新潟市長

住 所

申請者 名 称

代表者名

助成金交付申請書兼実績報告書

新潟市工業振興条例第3条の規定に基づく助成金の交付を受けたいので、同条例施行規則第7条の規定により関係書類を添えて申請します。

指定年月日 指定番号	年 月 日 第 号	
交 付 申 請 助 成 金	助 成 金 の 名 称	交 付 申 請 額

- (注) 1 交付申請額に千円未満の端数がある場合はこれを切り捨てて記入してください。
2 人材育成助成金については指定年月日・指定番号欄の記入の必要ありません。
3 実績を報告する書類として、市長が必要と認める書類を添付してください。

別記様式第9号(第9条関係)

年 月 日

（宛先）新潟市長

住 所
申請者 名 称
代表者名

指定事業承継承認申請書

下記のとおり助成金の交付の指定を受けた者としての地位を承継したいので、新潟市工業振興条例施行規則第9条の規定により、関係書類を添えて申請します。

指定年月日	年 月 日	
指定番号	第 号	
指定事業者	事業者名	
	所在地	
承継事業者	事業者名	
	所在地	
承 継	年月日	
	事 由	

添付書類

- 1 助成金の交付の指定を受けた事業の譲受人にあつては、当該事業の譲渡を証する書類
- 2 相続人にあつては、戸籍謄本（相続人が2名以上ある場合において、その全員の同意により助成金の交付の指定を受けた者の地位を承継すべき相続人として選定されたものにあつては、戸籍謄本及びその全員の同意書）
- 3 合併後存続する法人若しくは合併により設立された法人又は分割により事業を承継した法人にあつては、当該法人の登記事項証明書